知的財産関係条約

茶園成樹 編

2015 年 9 月発売／356 頁／本体 3200 円＋税
A5 判／並製

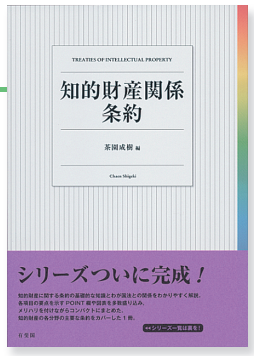

中級　学習　実務　学部　法曹　法務

編集担当者から

知的財産法に関係する条約の基本を，わかりやすくコンパクトにまとめた類書のない 1 冊です。知的財産法は，グローバル化が進む現代において，国内法のみの学習で完結することが非常に困難な分野です。パリ条約，ベルヌ条約，TRIPS 協定といった条約の理解は不可欠のものということができます。2015 年には，日本も意匠の国際登録に関するハーグ協定へ加入し，同年発効しました。これによりますます知的財産法における条約の学習の重要性が高まることでしょう。

本書はこれらの条約の基本を読みやすい文体でわかりやすく解説しており，また POINT 欄に提示された要点により効率よく学習を進めることができます。

さらに当該条約に関する日本国内法とのつながりを明示することで，その理解を深めることができるのは本書の特長といえます。

余談となりますが，本書によりシリーズ完成となります。刊行順に並べると背表紙に虹が現れます。ぜひコンプリートをしてご覧になってください。（井植）

Point!

P　具体的にイメージをもって学べます。

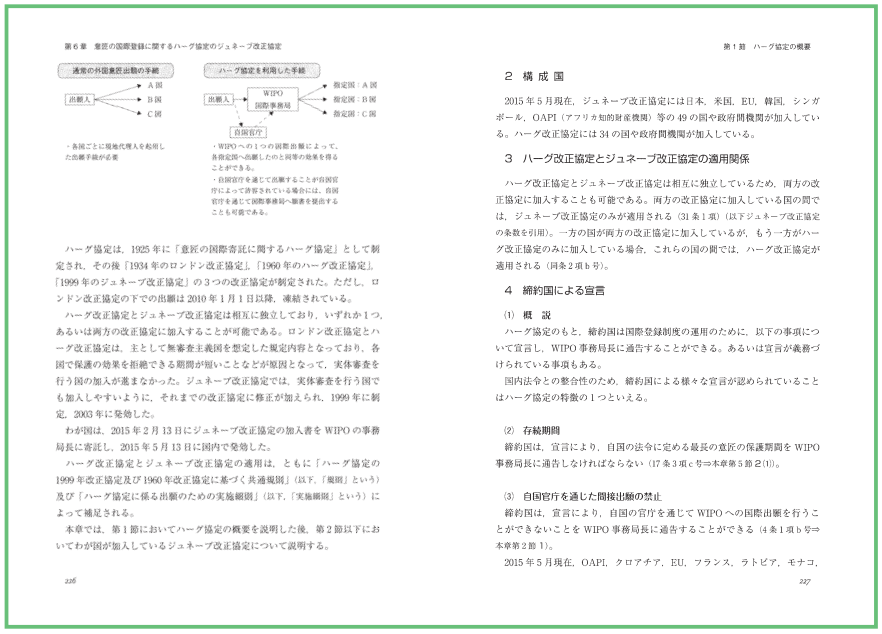

第 6 章　意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定

ハーグ協定は，1925 年に「意匠の国際寄託に関するハーグ協定」として制定され，その後「1934 年のロンドン改正協定」，「1960 年のハーグ改正協定」，「1999 年のジュネーブ改正協定」の 3 つの改正協定が制定された。ただし，ロンドン改正協定の下での出願は 2010 年 1 月 1 日以降，凍結されている。

ハーグ改正協定とジュネーブ改正協定は相互に独立しており，いずれか 1 つ，あるいは両方の改正協定に加入することが可能である。ロンドン改正協定とハーグ改正協定は，主として無審査主義国を想定した規定内容となっており，各国で保護の効果を拒絶できる期間が短いことなどが原因となって，実体審査を行う国の加入が進まなかった。ジュネーブ改正協定では，実体審査を行う国でも加入しやすいように，それまでの改正協定に修正が加えられ，1999 年に制定，2003 年に発効した。

わが国は，2015 年 2 月 13 日にジュネーブ改正協定の加入書を WIPO の事務局長に寄託し，2015 年 5 月 13 日に国内で発効した。

ハーグ改正協定とジュネーブ改正協定の適用は，ともに「ハーグ協定の 1999 年改正協定及び 1960 年改正協定に基づく共通規則」（以下，「規則」という）及び「ハーグ協定に係る出願のための実施細則」（以下，「実施細則」という）によって補足される。

本章では，第 1 節においてハーグ協定の概要を説明した後，第 2 節以下においてわが国が加入しているジュネーブ改正協定について説明する。

226

第 1 節　ハーグ協定の概要

2　構成国

2015 年 5 月現在，ジュネーブ改正協定には日本，米国，EU，韓国，シンガポール，OAPI（アフリカ知的財産機関）等の 49 の国や政府間機関が加入している。ハーグ改正協定には 34 の国や政府間機関が加入している。

3　ハーグ改正協定とジュネーブ改正協定の適用関係

ハーグ改正協定とジュネーブ改正協定は相互に独立しているため，両方の改正協定に加入することも可能である。両方の改正協定に加入している国の間では，ジュネーブ改正協定のみが適用される（31 条 1 項）（以下ジュネーブ改正協定の条数を引用）。一方の国が両方の改正協定に加入しているが，もう一方がハーグ改正協定のみに加入している場合，これらの国の間では，ハーグ改正協定が適用される（同条 2 項 b 号）。

4　締約国による宣言

(1)　概　説

ハーグ協定のもと，締約国は国際登録制度の運用のために，以下の事項について宣言し，WIPO 事務局長に通告することができる。あるいは宣言が義務づけられている事項もある。

国内法令との整合性のため，締約国による様々な宣言が認められていることはハーグ協定の特徴の 1 つといえる。

(2)　存続期間

締約国は，宣言により，自国の法令に定める最長の意匠の保護期間を WIPO 事務局長に通告しなければならない（17 条 3 項 c 号⇒本章第 5 節 2(1)）。

(3)　自国官庁を通じた間接出願の禁止

締約国は，宣言により，自国の官庁を通じて WIPO への国際出願を行うことができないことを WIPO 事務局長に通告することができる（4 条 1 項 b 号⇒本章第 2 節 1）。

2015 年 5 月現在，OAPI，クロアチア，EU，フランス，ラトビア，モナコ，

227